



2024年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック
代表者名 代表取締役社長 八幡 信孝
(コード番号 1960 スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
(TEL. 03 - 3265 - 6181)

(訂正)「第78期(2025年3月期)半期報告書の提出期限延長に関する
承認申請書提出のお知らせ」の一部訂正について

2024年11月13日に公表いたしました「第78期(2025年3月期)半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」につきまして、訂正すべき箇所がございましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

(訂正前)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年6月25日当社の会計監査人であったRSM清和監査法人(以下、「前監査法人」という。)より、2024年3月期の有価証券報告書の財務諸表及び連結財務諸表について監査意見を表明しない旨の監査報告書及び2024年3月31日現在の内部統制報告書の内部統制監査について監査意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領し、同年6月30日付にて前監査法人が退任し、会計監査人が不在の状態でありましたが、同年9月9日付にて一時会計監査人として監査法人アリア(以下、「一時会計監査人」という。)が就任し、2025年3月期の半期報告書提出に向けて準備を進めております。

一時会計監査人の監査開始に伴い、前期意見不表明の原因となった特定の特殊工事案件に関し、過去3年間に亘る過年度修正が必要であるとの指摘を第三者調査委員会より受けているので、現在当社は過年度修正作業中ではありますが、2024年11月11日に一時会計監査人より、「半期報告書の提出期限の延長申請に関する見解」の書面を受領しました。

上記書面によると、一時会計監査人は過年度決算(第75期、第76期、第77期)の訂正前の監査人ではないため、前監査法人の訂正前の監査結果を全て引き継ぎ、そのうえで前監査法人の指摘や第三者調査委員会の調査結果を踏まえた追加の監査手続も実施する必要があるとされており、これら複数期の訂正監査の実施を踏まえると、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに当社は上記の半期報告書を提出できないとする見解を一時会計監査人からいただきましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、提出期限について、上記のとおり延長承認の申請をいたします。

(訂正後)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年6月25日当社の会計監査人であったRSM清和監査法人（以下、「前監査法人」という。）より、2024年3月期の有価証券報告書の財務諸表及び連結財務諸表について監査意見を表明しない旨の監査報告書及び2024年3月31日現在の内部統制報告書の内部統制監査について監査意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領し、同年6月30日付にて前監査法人が退任し、会計監査人が不在の状態でありましたが、同年9月9日付にて一時会計監査人として監査法人アリア（以下、「一時会計監査人」という。）が就任し、2025年3月期の半期報告書提出に向けて準備を進めております。

一時会計監査人の監査開始に伴い、前期意見不表明の原因となった特定の特殊工事案件に関し、過去3年間に亘る過年度修正が必要であるとの指摘を第三者調査委員会より受けているので、現在当社は過年度修正作業中ではありますが、2024年11月13日に一時会計監査人より、「半期報告書の提出期限の延長申請に関する見解」の書面を受領しました。

上記書面によると、一時会計監査人は過年度決算（第75期、第76期、第77期）の訂正前の監査人ではないため、前監査法人の訂正前の監査結果を全て引き継ぎ、そのうえで前監査法人の指摘や第三者調査委員会の調査結果を踏まえた追加の監査手続も実施する必要があるとされており、これら複数期の訂正監査の実施を踏まえると、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに当社は上記の半期報告書を提出できないとする見解を一時会計監査人からいただきましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に基づき、提出期限について、上記のとおり延長承認の申請をいたします。

以上